

令和 5 年 3 月

結城市教育委員会臨時会議事録

結城市教育委員会

令和 5 年 3 月 結城市教育委員会臨時会

○日 時 令和 5 年 3 月 1 5 日（水曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室 1

○出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美

学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、生涯学習課長 斉藤伸明、
スポーツ振興課長 宮本臣久、学校教育課学務係長 小林洋一

1 付議案件

- （1）議案第 2 0 号 令和 5 年度結城市立小中学校教職員人事異動内示の応諾について
＜非公開＞
- （2）議案第 2 1 号 結城南中学校区新設校基本構想・基本計画について
- （3）議案第 2 2 号 結城市学校運営協議会規則について

2 報告事項

- （1）報告第 3 1 号 結城市学校運営協議会運営要項について

学校教育課長 入学式の出席の確認からお願いします。結城小学校に田中委員さん、城南小学校に岩崎委員、江川北小学校に中村委員さん、それから、赤木委員さんに山川小学校となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長 開会宣言をする前に、まず、伊澤校長の急逝につきましては、松山校長の承認という、本当に慌ただしい日程で進めさせていただきまして、本来ならば臨時会を開催して内諾いただくことになっているんですが、メールでの内諾になってしまったことを深くお詫び申し上げます。これ、事務所とのやり取りの中でも、電話あるいはメールでの内諾というのは過去にもあったという、とにかく学校の安定を図るということを第一としまして、そのような方法を取らせていただきました。その辺のところをまずお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

では、本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから臨時教育委員会を開会いたします。

議事に入る前に、この臨時会の議事録署名人を指名いたします。

赤木委員をお願いします。

赤木委員 はい。

教育長 よろしくをお願いします。

赤木委員 よろしくをお願いします。

教育長 それでは、これより議事の審議に入ります。

本日の議案は 3 件でございます。

最初に、議案第 2 0 号 令和 5 年度結城市立小中学校教職員人事異動内示の応諾についてでございます。

この議案は教職員の人事案件でございますので、非公開にしたいと考えております。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手全員。

よって、この議題は非公開といたします。

◎議案第 2 0 号 令和 5 年度結城市立小中学校教職員人事異動内示の応諾について

＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

教育長 よろしいですか。申し訳ございません。

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第 2 0 号について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

議案第20号については、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎議案第21号 結城南中学校区新設校基本構想・基本計画について

教育長

続きまして、議案第21号 結城南中学校区新設校基本構想・基本計画について説明をお願いします。

学校教育課長

議案第21号 結城南中学校区新設校基本構想・基本計画について、上記議案を提出する。

令和5年3月15日提出。結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

別冊、こちらの結城南中学校区新設校基本構想・基本計画をご覧ください。

こちらは、パブリックコメントを実施するに当たりご報告させていただきました、1月25日の教育委員会の資料とほぼ同じものになってございます。

パブリックコメントでは、お2人からご意見いただきました。

いただいたご意見は、事業の方針でもう既に決定している小学校の統合の考え方及び統合の見直し、また、決定する予定の通学方法、スクールバスや跡地利用に関するご意見でございましたので、簡易な修正を除いて、中間報告や、前回1月25日で配付させていただきました基本構想・基本計画と大きな変更点はございません。

では、中身についてご説明をさせていただきます。

最初に目次がございます。目次、合計で4章からなっております。

まず、4章から順番に説明していきます。

まず、第1章が与条件の整理として題してありまして、10ページをご覧ください。

10ページは、児童数の推移と推計を示しております。児童数の推計は、出生数のみを基に推計しておりますので、令和4年における児童数は2,485人、令和9年の児童数が2,043人で、令和4年度と比較して442人の減となっております。さらに、令和10年度の児童数は1,918人になると推計しております。

11ページ、統合する結城南中学校区の5小学校の児童の推計です。現在、令和4年が650人、開校予定の令和9年が472人、178人の減となる推計です。なお、学級数は普通クラスが15クラスの予定となっております。クラス構成は、1、2、3年生が各2クラス、4、5、6年生が各3クラスの予定でございます。

第1章についての説明についてはこの部分になります。

続いて、2章になります。14ページからになります。

14ページから16ページにわたりましては、小中一貫教育の方針を示しております。

方針3つございまして、最初に14ページ、「子供たちの学力向上のために」です。その方法として、習熟度別学習や乗り入れ学習の充実を上げ、具体的には、小・中学校の教師が連携し、児童・生徒に関わることで学力向上が期待され、また、中1ギャップの解消になると結論づけております。

2つ目の方針が、15ページにあります「自己肯定感・自己有用感を高め子どもたちの社会性を育むために」の教育となっております。こちらは、小・中学校を含めた異年齢交流ができることで、それらの目標が達成できるというふうになっております。

次、16ページが、「子どものたちの安心感を高めるために」として支援の充実を上げ、成長に合わせた児童から生徒へのつなぎをスムーズに行うことで、子供たちだけではなく保護者も安心感が高められると考えています。

以上が、小中一貫教育の方針となっております。

続いて、隣の17ページでは、地域への愛着を誇り、「生きる力」を育む教育の実践という基本施策から、知・徳・体のバランスの取れた社会人の基礎を養う具体的な教育内容を示しております。

教育内容としては、ふるさと学習の推進、外国語活動と英語科の充実、ICT・プログラミング教育の推進の3つの柱を掲げており、その具体的内容については18ページに記載しております。

隣の19ページでは、学校種について結論をつけております。義務教育学校ではなく、本計画では小中一貫型小学校・中学校としますとしております。

その理由ですが、義務教育学校においても小中一貫型小学校・中学校においても、特色ある教育が期待できること。また、5つの小学校が統合して1つの小学校になるだけでも児童の負担が大きいのに、さらに中学校生徒まで統合すると、やはり義務教育学校ではなおさら負担が大きいと考えられること。また、小学校、中学校の区切り、節目として卒業式、入学式を実施することになり、そちらで児童の達成感及び今度中学生生徒となることの機運醸成が期待できることなどが挙げられております。

続いて、23ページをご覧ください。

23ページ、校舎の配置についてですが、こちらは小学校と中学校を渡り廊下でつなぐ施設一体型として、小学校と中学校の児童・生徒の交流が期待できる配置としております。

以上が、第2章の基本構想についてでございます。

第3章の基本計画につきましては28ページからになります。

基本計画の一番最初に、文科省の基準で検討した結果を記載してございまして、開校時の児童数472人、普通学級が15学級、特別支援学級が出現率で計算して9学級として、その結果、必要な面積が8,241平米と

なります。

次のページ、30ページですが、普通教室の規模を表しております。今まで64平米で1教室だったんですが、机が大きくなりますので、これに伴って教室も10平米大きくした74平米を基本としております。

そのほか、31ページからの資料では、普通教室や特別教室、管理諸室の検討、屋外施設やプールについても検討し、プールについては、結果として民間委託の方向性ですというふうな形を35ページに記載させていただきました。

紙ベースで、言葉でいろいろ書いてあるものをまとめたものが、40ページ、41ページの表になります。

まず、普通教室が15室、特別支援教室が9室、そのほか特別教室や多目的教室、メディアセンターやランチルーム、ワークスペース、そのほか管理諸室として保健室、職員室、相談室、校長室など。隣のページにいきまして、印刷室や給湯室、更衣室、放送室、屋内の運動場や、エレベーターとかこの辺は適宜というふうに書かせていただいております。放課後児童クラブについては敷地内に確保予定、プールについては民間委託というような形になっております。

この表をさらに図で表したものが48ページ、49ページに、図としてこんな形になるのではないのかなということで、48ページが1階、49ページが2階、要は2階建てのものを考えていくというような形になります。

その間の43ページですが、こちらには校舎の配置を比較検討した経緯が示されており、44ページにこんなふうな配置にするというふうな形で記載させていただきました。

50ページをご覧ください。

50ページについては、環境配慮計画として学校のZEB化、また、環境に優しい仕上げとして内装の木質化を考えております。

51ページが、防災計画及び地震対策の考え方を示し、以上が3章の基本計画になります。

52ページが、4章の計画実現のための検討ということで、まず初めにスケジュールがありまして、その下段に、今度新設小学校を建設するに当たり、南中学校で必要な工事を記載してございます。

そのほか、53ページには、小学校の跡地利用についての基本的な考え方を示してございます。

以下、54ページが資料となっております。

以上、ここに記載のない、先ほど初めに申し上げましたが、パブリックコメントや説明会で様々な質問が出た中の特に多かった登校の方法、登下校の方法や、スクールバス利用した場合の利用者負担や停留所の問題、それから、統合された小学校の跡地利用については、令和5年度から、今度は専門部会を設置する予定でございますので、そちらで検討していく計画

となっております。

以上が、結城南中学校区新設校基本構想・基本計画の説明となります。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等がございましたらお願いします。

ということなんですけれども、以前にも説明させていただきましたので、もし何かありましたら、ぜひ後で質問していただければと思います。よろしいですか、それで。すみません。

では、お諮りしたいと思います。

議案第21号について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。申し訳ございません。挙手満場。

議案第21号については、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎議案第22号 結城市学校運営協議会規則について

教育長

続いて、議案第22号 結城市学校運営協議会規則について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

議案第22号 結城市学校運営協議会規則について、上記議案を提出する。

令和5年3月15日提出。結城市教育委員会委員長、黒田光浩。

4ページをご覧ください。

こちら、規則になっておりますが、この学校運営協議会規則に関連するものを1月の定例会で議決いただきました。その内容は、学校運営協議会の委員の報酬、日額3,000円といった条例でございました。そのときに、学校運営協議会、コミュニティ・スクールについてはご説明させていただきましたが、今回は教育委員会の規則として、その内容を規定させていただくものです。

学校運営協議会は、地域とともにある学校づくりのための有効なツールとして考えられております。第1条にありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で規定してございます。そこには、教育委員会が規則で定めることにより、学校運営協議会を置くことができとなっておりますので、今回その規則を作成した次第でございます。

大体第2条から第6条までが、法律に規定されている内容と同内容になります。第7条の学校運営に関する評価の部分では、学校運営協議会で今まで学校運営評議委員さんが実施していた評価も、実際に実施していただくよう追加したものでございます。こちら、次の第8条では、協議委員の皆様に、ぜひ学校の情報を地域の皆さんにPRしてほしいと。第9条では、委員の人数15人以内で、校長の推薦に基づき教育委員会で任命する。任

命期間が２年となっております。その委員構成は、学識経験者のほうから
７号のその他教育委員が適当と認める者となっております。委員の身分は、
報酬が第１０条、第１１条で規定されており、第１２条で守秘義務について
改めて規定してございます。第１３条では会長、副会長について、第１４
条では会議の招集や会議の成立要件、第１５条で会議公開の原則、また、
第１７条では教育委員会の関与について、第１８条は委員の解任について
規定しております。

この規則につきましては、地方公教育行政の組織及び運営に関する法律
に基づいて、地域とともにある学校を目指して制定しておりまして、この
法律に基づいた形の規則となっております。

説明については以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

何かご質問等ございましたらお願いいたします。

赤木委員。

赤木委員

この規則についてなんですが、この規則は公布の日から施行するという
ことで、一応今のところ公布はいつ頃の予定となりますか。

学校教育課長

こちら、本日の教育委員会で決定次第公布しまして、前も申し上げまし
たが、城西小学校をモデルとしたいので、できるだけ城西小学校に、こう
いった規則ができたので申請を上げてくださいというふうな形を取りたい
というふうに思っております。

赤木委員

この第２条、第３条の中にある２以上の学校の運営に関して相互に１つ
の協議会を置こうとするときはという文言あたりは、結城東中学校、結城
小学校と東中の関係、それから令和９年度以降の南中と南区の統合した小
学校を視野に入れた解釈でいいですか。

学校教育課長

そこもそうですし、令和９年までの間の統合を各々の学校で出来るよう
な部分もちょっと考えました。

赤木委員

そうすると、極端に言えば、結城中学校で、城西、城南、西小が合わさ
って１つの協議会を置くということも可能になるわけですか。

学校教育課長

可能です。教育委員会が認めればですね。

赤木委員

あまり間口が広くなっちゃってもどうかなと思いますけれども、はい、
大体。

教育長

ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

（発言する者なし）

教育長

よろしいですか。申し訳ございません。

それでは、お諮りいたします。

議案第２２号について賛成の方は挙手お願いします。

（賛成者挙手）

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

議案第２２号については、原案のとおり決定いたします。

議案は以上となります。

◎報告第 3 1 号 結城市学校運営協議会運営要項について

- 教育長 続いて、報告事項に移ります。
報告事項は 1 件でございます。
報告第 3 1 号 結城市学校運営協議会運営要項について、事務局、報告をお願いします。
- 学校教育課長 報告第 3 1 号、9 ページになります。
結城市学校運営協議会運営要項について。
上記のことについて、別記のとおり報告する。
令和 5 年 3 月 1 5 日提出。結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
こちら、要項についてですが、先ほど議決いただきました学校運営協議会規則で別に定めるものとして、主に様式を定めたものでございます。
内容的にはちょっと薄いんですが、後ろ 1 0 ページから、学校長が教育委員会に申請する様式や、1 1 ページは教育委員会で設置してもいいですよというふうな設置許可の様式、それから、学校運営協議委員が意見を具申する際の様式、委員の推薦書の様式などを定めたものでございます。
ですので、要項として作成し、報告のみとさせていただいているものでございます。
説明については以上となります。
- 教育長 ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。
(発言する者なし)
- 教育長 では、質問がなければ、報告第 3 1 号については終了いたします。ありがとうございます。
その他について、何かございましたらお願いします。
事務局。
- 学校教育課長 もう一度次第をご覧になっていただきたいんですが、頭の部分ですね。
教育委員の皆様にもちょっと出席していただく行事が多うございます。
3 月 2 1 日、先ほど申し上げましたように、小学校の卒業式。2 4 日が定例の教育委員会が 1 3 時半からです。2 7 日の月曜日に、県西教委連の研修会が 1 4 時からございます。それから、3 1 日、辞令交付式が 1 4 時からございます。年度が明けまして、4 月 3 日に新たな教職員への辞令交付式が 1 4 時から。7 日には小学校の入学式。その次、1 2 日に、教育関係者の歓迎会を 1 8 時から考えております。
こちら、その他の予定ということでご報告をさせていただきます。
以上でございます。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。
(発言する者なし)

教育長

では、以上で臨時教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

午後 4 時 0 0 分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員